

トラストサービスの概要

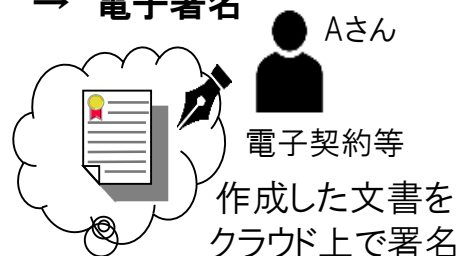
「トラストサービス」とは

- データの自由な流通（Data Free Flow with Trust）は、これからの成長のエンジン。
- Society5.0の実現に向けて、サイバー空間と実空間の一体化が進展し、社会全体のデジタル化を進める中、その有効性を担保する基盤として、ネット利用者の本人確認やデータの改ざん防止等の仕組みである**トラストサービス**が必要。
- 特に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の爆発的な感染拡大に伴う外出制限等により、テレワーク等の要請が一層強まる状況下で、トラストサービスは、より円滑に業務の電子化を進めるための処方箋となることが期待される。

国の制度（電子署名法）有り

①人の正当性を確認

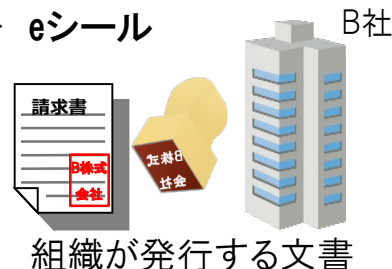
→ 電子署名



制度無し

②組織の正当性を確認

→ eシール



トラストサービスにより期待される効果の例

- ① 電子署名のクラウド利用への適用(リモート署名※)により、ICカード携行が不要となり、**テレワークや出張の際でも、速やかに電子契約が締結可能となることで、ビジネスの迅速化に寄与**

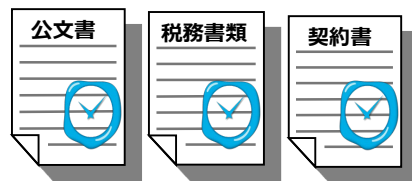
※ 利用者がサーバにリモートでログインし、サーバ上で行う電子署名のこと

民間の認定スキーム有り

④データの存在証明・

非改ざんの保証

→ タイムスタンプ



制度無し

③データの送信元(モノ)の正当性を確認



- ② 組織の正当性を簡便に確認できることにより、企業の文書等の電子化を推進し、**社内業務や企業間取引を効率化**
- ③ ビッグデータの発信元であるIoT機器等からのデータの**真正性を確保し、なりすましを防止**
- ④ いつ作成された電子データであるか保証されることで、**電子データのみで長期保存が可能となり文書の保存コストが低減**
- ⑤ **トラストサービスを活用した新たなサービスの創出**
(例: "書留"の電子版)

制度無し

⑤データの送達等の保証(①～④の組合せによるサービス)

内容

※ 「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成12年法律第102号）
総務省、法務省及び経済産業省の共管（平成13年4月施行）

電子署名とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するもの（法第2条第1項）。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

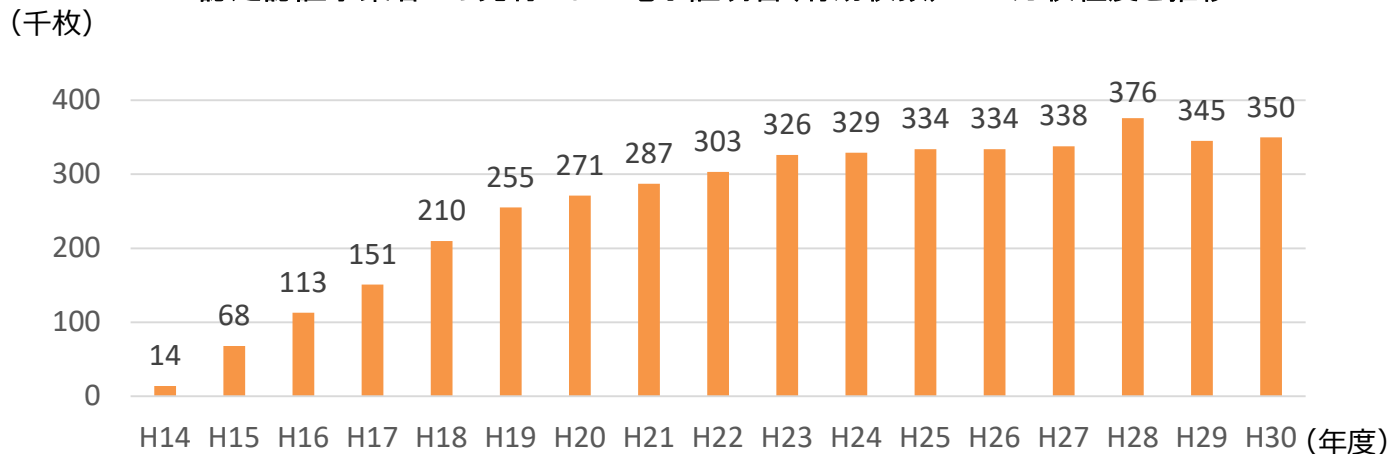
（１）電磁的記録の真正な成立の推定

本人による一定の条件を満たす電子署名が付されている電子文書等の真正な成立の推定（法第3条）

（２）認証業務に関する認定制度

主務大臣は、主務省令で定める基準等に適合する認証業務を認定（法第6条）

認定認証事業者から発行された電子証明書（有効枚数）は35万枚程度を推移



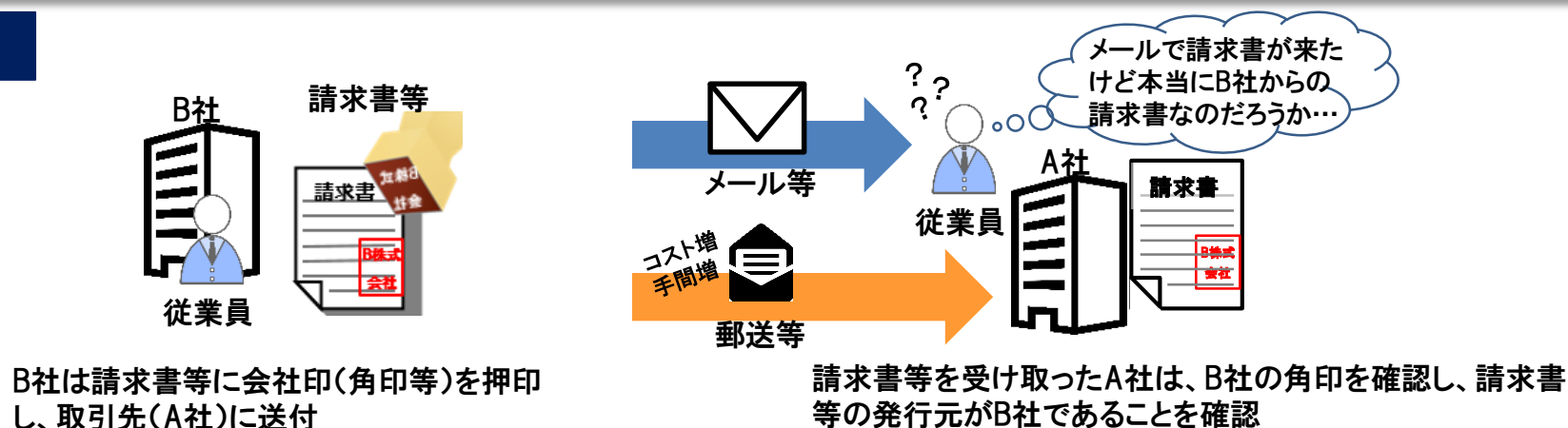
認定認証事業者：8事業者

- （株）日本電子公証機構
- （株）コンストラクション・イーシー・ドットコム
- セコムトラストシステムズ（株）
- 日本電子認証（株）
- 東北インフォメーション・システムズ（株）
- （株）帝国データバンク
- （株）エヌ・ティ・ティ・ネオオミット
- 三菱電機インフォメーションネットワーク（株）

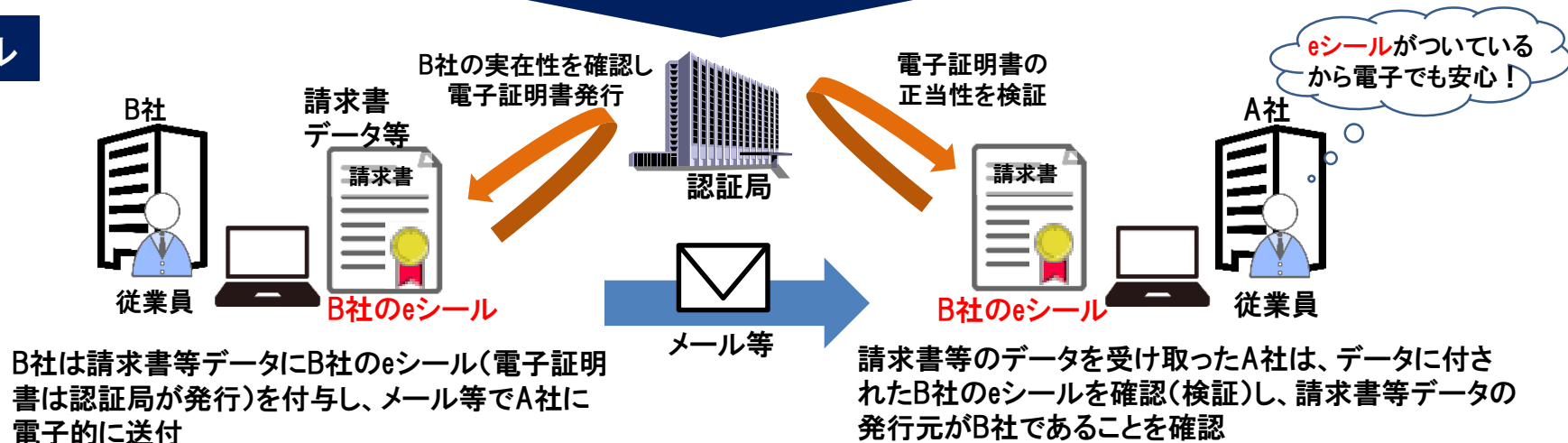
eシールの仕組み

- eシールとは、電子文書の発信元の組織を示す目的で行われる暗号化等の措置で、企業の角印の電子版に相当。
- 個人名の電子署名とは異なり、使用する個人の本人確認が不要であり、領収書や請求書等の経理関係書類等のような迅速かつ大量に処理するような場面において、簡便にデータの発行元を保証することが可能。
- eシールの活用により、データ発行元の組織を簡便に確認できるようになり、これまで紙で行われていた書類等の企業間のやり取りを電子的に安全に行えるようになり、従来の郵送の手間やコストの削減による業務効率化や生産性向上が期待される。

従来



eシール

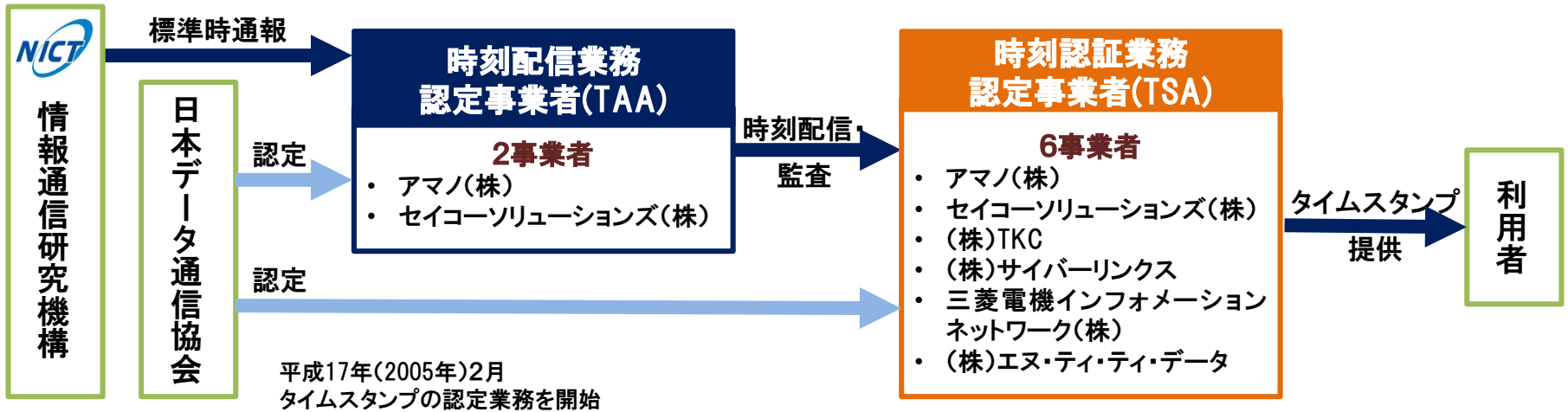
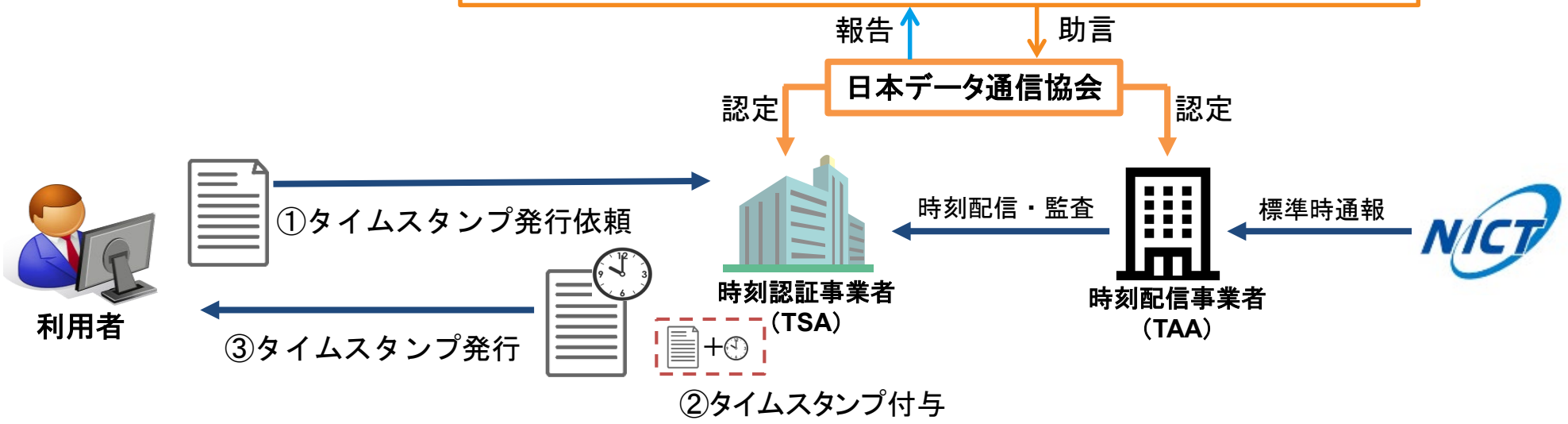


タイムスタンプ制度の仕組みと現状の認定事業者

○ 一般財団法人日本データ通信協会による民間の認定スキーム(タイムビジネス信頼・安心認定制度)により、タイムスタンプ事業者がサービスを提供

タイムスタンプの仕組み

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications
「タイムビジネスに係る指針」 平成16年11月5日

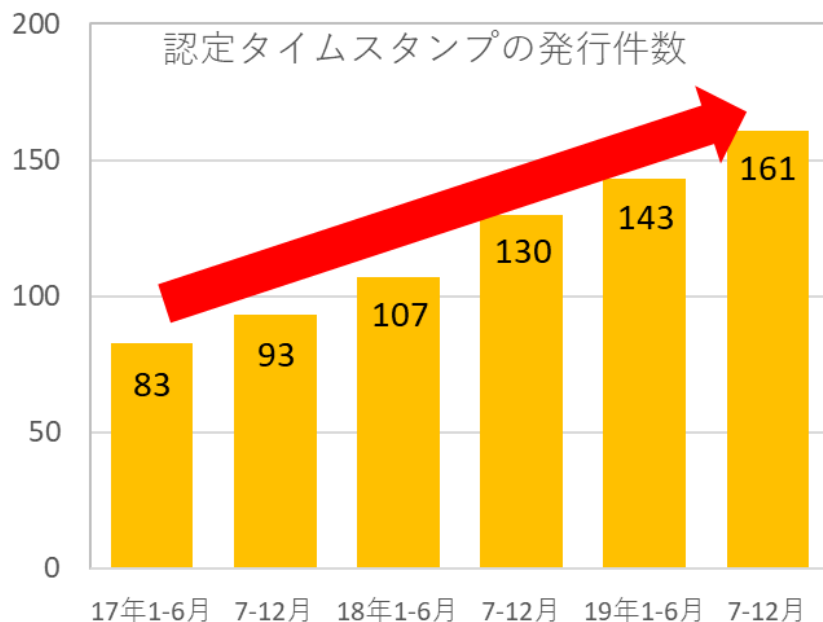


タイムスタンプの発行枚数と活用事例

○領収書等の国税関係書類を電子化して保存する際に電子帳簿保存法施行規則において、日本データ通信協会が認定したタイムスタンプを付すことを要件とすることで利用が拡大。

タイムスタンプの発行枚数

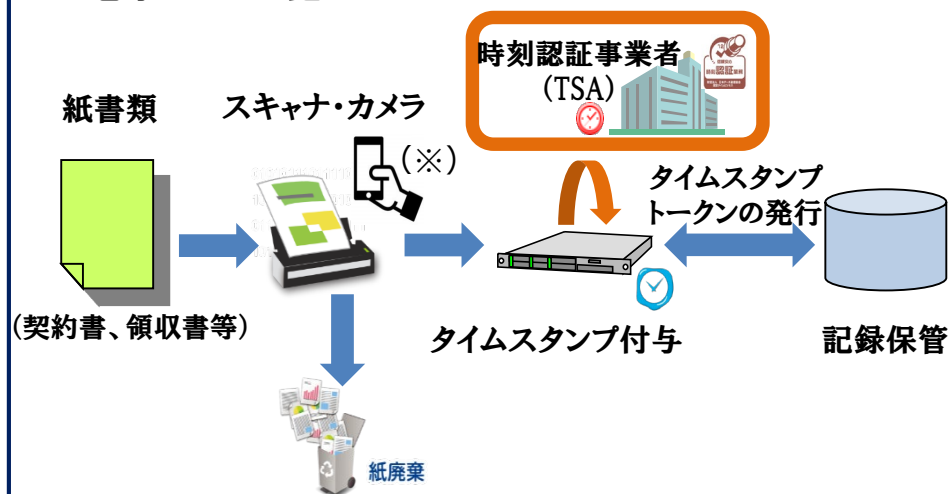
(百万件) タイムスタンプの需要は右肩上がり



(注) 日本データ通信協会まとめ

活用事例

電子帳簿保存法(国税庁)に基づく取引関係書類の電子データ化



※ 平成28年の制度改正により、スマホ等のカメラによる画像保存が認められた。

電子帳簿保存法施行規則第3条第5項第二号ロ

当該国税関係書類をスキャナで読み取る際に(当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに)、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(次に掲げる要件を満たすものに限る。第八条第一項第一号において「タイムスタンプ」という。)を付すこと。